

がん検診啓発サポーター登録活用事業実施要領

1 目的

この事業は、がんの知識や自らのがんの経験を活かした啓発活動を行う意志のある者（個人、団体を問わず。以下同じ。）が、「がん検診啓発サポーター（以下「サポーター」という。）」として登録し、県、市町村と連携を強化することで、がん検診受診者の増加に向けた啓発、及びがん予防対策に関する取組（以下「活用事業」という。）を推進することを目的とする。

2 実施機関

健康推進課、保健所及び市町村

3 事業内容

(1) サポーターの募集

健康推進課及び保健所は、がん患者団体やがん対策に関わる者等に対して、サポーターとして協力の意向のある者を募集する。

(2) サポーターの登録

サポーターとして協力の意向のある者は、様式1を健康推進課に提出する。

なお、提出の内容に変更があった場合、又は登録削除を希望する場合は速やかに健康推進課に連絡する。

(3) サポーターの情報整理・発信

健康推進課は、登録したサポーターの名簿を作成し、その情報を県がん対策ホームページに掲載するとともに、保健所及び市町村へ提供する。

健康推進課は、毎年度末にサポーターに活動意向調査を確認し、協力可能な活動内容等の情報を整理する。

(4) 活用事業の計画

保健所は、市町村や事業所等と連携し、サポーターの活用事業の年間計画を毎年6月に把握し、様式2により健康推進課に提出する。なお、がん患者団体に対する協力依頼は、健康推進課が行う。

なお、市町村は活用事業の実施前に保健所に連絡することを原則とする。

(5) 活用事業の実施

実施機関は、随時サポーターと連絡・調整を行い、円滑な実施に努める。

(6) 活用事業の報告

市町村は、様式3により保健所を経由して、保健所は、様式3により直接健康推進課に報告する。

(7) 活動の経費

活動に対する対価は、原則無償とする。ただし、交通費の支給について、別に定める。

4 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

- 1 この要領は、平成26年7月30日から施行し、平成26年度事業から適用する。
- 2 この要領は、令和元年6月6日から施行し、平成31年度事業から適用する。
- 3 この要領は、令和2年2月6日から施行し、令和2年度事業から適用する。